

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針について（会長談話）

本日、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

この度の対応方針では、国からの働きかけにより地方の事務負担を増大させている計画策定等の義務付けに関して、計画策定の義務付けの廃止や類似の計画との統合、計画の記載事項の簡素化、計画策定を財政支援等の要件としないことなど、指定都市を含む全国の自治体からの提案に対し、一定の見直しを行う、地方の実態を踏まえ検討するといった前向きな方針を示していただきました。

指定都市市長会からの提案に対しても、「記載すべき事項を包含した空き家対策総合実施計画を策定した場合は、空家等対策計画の別途の作成を補助要件としない」こととされました。これは地方自治体の計画策定にかかる事務負担を軽減するとともに、よりきめ細やかな空家等対策事業の実施に注力できるようになるものであり、各府省・関係者のご尽力に感謝いたします。

圏域の中核を担う指定都市は、住民に身近な基礎自治体として、また、人口・産業が集積する大都市として、圏域全体の活性化と日本の社会・経済の成長に貢献することを目指しています。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、指定都市は、人口や感染者数、保健所や医療機関のリソースなど圏域において大きなウェイトを占めており、国や道府県と緊密に連携しながら国民全体の感染症対策に資する役割を担っています。

指定都市をはじめ地方自治体は、限られた財源・人員の中で、地域課題の解決や新型コロナウイルス感染症対策など、真に市民サービス向上に資する業務に全力で取り組んでいかなければなりません。

依然として国による地方への計画策定等の働きかけは多く存在しており、今後とも、国全体として計画策定等の見直しを強力に進めていただくとともに、感染症対策に係る道府県の権限を希望する指定都市に移譲いただくなど、指定都市が果たす役割に応じた事務・権限と税財源の一体的な移譲により、地方分権改革を着実かつ力強く推し進めていただくことを期待します。

令和4年12月20日
指定都市市長会会長

久元喜造